○財務省告示第三百十一号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年九月五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年九月二十六日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第三回	三十億円	九十九円五十四銭
〃	〃	三十億円	九十九円五十八銭
〃	〃	三十億円	九十九円六十二銭
〃	〃	三十億円	九十九円六十六銭
〃	〃	十億円	九十九円六十九銭
〃	〃	三十億円	九十九円七十銭
〃	第五回	五億円	百円九銭
〃	〃	四十五億円	百円十四銭
〃	〃	八億円	百円十七銭
〃	〃	五億円	百円十八銭
〃	第八回	五十億円	百円六十九銭
〃	第九回	十億円	百一円七十五銭
〃	第十一回	四億円	百二円二十五銭
〃	〃	十一億円	百二円三十九銭
〃	〃	十三億円	百二円四十三銭
〃	第十二回	十二億円	百二円四銭
〃	〃	七億円	百二円十銭
〃	〃	十億円	百二円十一銭
〃	〃	十八億円	百二円十三銭
〃	〃	七十億円	百二円十四銭
〃	〃	二十六億円	百二円十五銭
〃	第十三回	四億円	百二円五十銭
〃	〃	十九億円	百二円六十一銭
〃	第十四回	一億円	百一円三十銭
〃	第十五回	一億円	百三円六十五銭

○財務省告示第三百十二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年九月九日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年九月二十六日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	十億円	百円八十四銭
〃	〃	十億円	百円八十五銭
〃	〃	十億円	百円八十六銭
〃	第九回	三億円	百円八十七銭
〃	第十回	十億円	百円四十三銭
〃	第十一回	一億円	百円十五銭
〃	第十二回	二十八億円	百円二十二銭
〃	〃	二十八億円	百円二十三銭
〃	〃	二十六億円	百円二十四銭
〃	第十三回	二十八億円	九十九円六十七銭
〃	〃	二十八億円	九十九円六十八銭
〃	〃	十二億円	九十九円六十九銭
〃	第十四回	三億円	百円七銭
〃	〃	十八億円	百円八銭
〃	〃	二億円	百円九銭
〃	第十六回	十八億円	九十九円七十二銭
〃	〃	三十三億円	九十九円七十三銭
〃	〃	六億円	九十九円七十四銭
〃	第十七回	十億円	九十九円二十銭
〃	第十九回	十一億円	百円二銭
〃	〃	一億円	百三円七十三銭
〃	〃	七億円	百三円七十五銭
合計		四百八十七億円	